

桑名市公共施設等照明設備LED化事業プロポーザル（第2回）に関する質問に対する回答（8月17日公表）

回答No.	項目（書類名、番号等）	質問	回答
1	基本方針1、2 実施要領1	前回公募で特に不備となりやすかった書類、記載事項、様式上の注意点があればご教示ください。	様式集「桑名市公共施設等照明設備LED化事業にかかる公募型プロポーザル基本方針（第2回）」を確認しご提出ください。
2	実施要領2(5)イ	令和8年度の施設の賃貸借料の合計金額：276,608,844円とありますが、これは、実施要領15（3）イ記載の①の上限額との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領2(5)イ	賃貸借開始日の記載がありますが、昨今の金利情勢下における金利水準や物価高騰における物価、人件費等々の費用は日々大きく変動しています。現時点で約1年以上先の金利水準や材料費、人件費等を確定することは事業者側が相当リスクを背負うこととなります。一定程度の水準については、事業者側でリスクを覚悟する必要はあると思いますが、当初想定より大きく変動した場合は、発注者との協議等との理解でよろしいでしょうか。	金利の変動によるリスクについては、「別表2 予測されるリスクと責任分担」に記載のとおり、原則事業者の負担となります。その他受注者側の責によるものではない賃借料の増額については、その都度受注者との協議により決定します。ただし、国が示す労務単価の基準等、公の根拠を受注者側で示していただき、それを検討材料として協議していきます。
4	実施要領2(6)	弊社は、建設業法及び銀行法の制限により、設置工事・保守・設置工事に伴い排出された資材、撤去品等の取扱いに関する履行につき、工事資格等の法令等の定めのない賃借業者が履行・責任を負うことは認められていない為、当該業務に必要な資格を有する工事業者・保守業者に実際の業務を委託することになりますが、問題はございませんでしょうか？その際、委託先を書面等で通知する必要はありますでしょうか。	問題ございません。 委託先を書面等で通知する必要はありませんが、実施要領の「3 参加形態」「4 参加資格要件」に記載のとおり、資格要件を満たすようグループを構成してください。
5	実施要領3（2）ア 実施要領5（8）（9）	施工体制確保及び市内事業者活用の観点から、参加申込時点では、施工役割の下請事業者については優先交渉権決定後、現地調査及び工程協議を踏まえて選定する扱いでよろしいでしょうか。	参加申込時点で施工役割の記載が必要になりますので選定が必要となります。
6	実施要領9（3）イ	参加申込段階では契約条件が未確定であるため、正式な契約書ではなく、本プロポーザル参加に関する基本合意書、覚書、協力意思確認書等の写しを添付することで足りるでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施要領11(2)	弊社は、リース役割を担いますが、大容量ファイル転送サービス等の使用環境下になく、提案書が大容量の場合、分割して送信するしか方法がありません。その場合、貴市においても確認作業が煩雑になるため、送信するに際し、グループで参加する場合、グループ内の企業からの送信でも宜しいでしょうか。	問題ございません。
8	実施要領11(3)	社名や所在地等参加者が特定できる情報が記載されない副本を1部とする。とありますが、様式4、5、10も社名等の記載はしないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	実施要領12(2)エ	電気料金の削減効果は契約種別に問わずなく31円でのよろしいのか。	電気料金削減効果は実施要領12（2）エに記載の31円/kWh及び様式7の「リスト（公共施設）」・「リスト（街路灯）」・「電灯料金（中部）」シートの記載情報の情報をもとに、削減効果を算出してください。
10	実施要領12(2)エ	本事業の参加者の公平性を保つため、下記内容ご教示ください。 ①二酸化炭素排出量の削減量について、各施設の年間運用時間のご提示をお願いします。 ②事業投資額に対する費用の回収を算出するにあたり、下記の情報提供を頂けませんでしょうか（実際の既存年間電気代、実際の年間維持管理費）。	①「既設照明・提案照明一覧表(様式7)」にてご確認ください。 ②「既設照明・提案照明一覧表(様式7)」記載の既設照明情報及び提案していただく照明情報を参考に算出してください。
11	実施要領12(2)ケ	街路灯の保守管理システムの納品実績はどのように評価されるのでしょうか。LED化工事、リース事業とは別途のジャンルのシステムプログラムの納品となりますが、この実績は必須となるものでしょうか。	・様式14で実績の有無を確認させていただきます。 ・仕様書に記載のとおりとなりますので提案書に実績を記載してください。
12	実施要領13(4)	プレゼンテーションの当日は、事業者側は何名が参加可能なのでしょうか。	プレゼンテーションの当日は、5名以内での参加としてください。
13	実施要領15(2)	賃貸借契約について、以下ご教示ください。 ①事前に本件における賃貸借契約書雛形があれば、ご提示頂けませんでしょうか。 ②契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。	①実施要領15（1）に記載のとおり、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整を行うこととなります。市指定様式ではありません。 ②契約内容については、本市及び受注者での協議のうえ、決定します。
14	実施要領15(3)イ	契約、設置期間について、今後不測の事態が発生し、新型コロナ等の感染症や大規模災害等の影響、半導体等の機器部材不足等による機器納期遅延や物流遅延等により設置納期遅延となる可能性があります。このように設置納期遅延の恐れが発生した場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、賃貸借開始時期変更等の協議に応じていただけますでしょうか。 逆に、進捗状況に応じて、契約グループの移動、契約時期の前倒し等について、協議は可能でしょうか。	お見込みのとおりですが契約グループの移動、契約時期の前倒しについては所管課との協議次第となります。
15	仕様書4（1）	一律に交換を仕様とせずに、プロポーザルの中で、適法性、経済性、工期などを総合的に評価して、現地調査により器具交換よりランプ交換の方が適切と考えられる場合には、協議により決定すべきと考えますがいかがでしょうか。	照明器具は、仕様書に記載のとおり、原則ランプのみの交換ではなく器具ごと交換となります。ただし、特注器具や特殊デザイン器具など標準品のLED照明器具の採用が困難な箇所については、発注者と協議となります。
16	仕様書4（1）①（ア）～（カ）	政府調達基準では、国外製品を排除するような入札仕様は、WTOの精神に抵触することになります。日本にしかない公共型番を持つ特定のメーカーに制限することや、日本のメーカーの独自ガイドラインにより、製品の選択肢を狭めるよりも、プロポーザルの中で性能、価格、実績等により総合的に評価すべきと考えますがいかがでしょうか。	仕様書に記載のとおりとなります。
17	仕様書4（1）①（イ）	「交換する器具は原則として既存器具と同形状・同構造のものとする」とありますが、採用するLED照明器具につきましては、児童・生徒による点灯スイッチの誤操作にて予期せぬ減光（照度不足）を防止する観点から、オン・オフ機能のみを有する製品を選定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご提案いただくLED照明器具については、オン・オフ機能のみを有する製品に限定したものではありません。ただし、点灯スイッチの誤操作にて予期せぬ減光が生じた場合においても、仕様書記載の照度基準を満たすLED照明器具をご提案してください。
18	仕様書4（1）②（オ）	非常用の照明装置については、バッテリーの保証については別途協議ということでよろしいでしょうか。	初期不良又は疑義が生じたときは別途協議となります。

回答No.	項目（書類名、番号等）	質問	回答
19	仕様書4 (1) ④ (イ)	体育館調光装置については、照明器具1台単位での個別調光制御の機能を有するものとの指定がありますが、通常の体育館の仕様や避難所の機能から1台単位での調光ではなくグループ単位での調光で十分と考えます。特定のメーカー製品に限ることなく、プロポーザルの中で製品の性能、価格、実績などを総合的に評価することでより良い製品が提案されることが考えますがいかがでしょうか。	仕様書に記載のとおりとなります。
20	仕様書4 (1) ⑥	博物館1階企画展示室および市民ギャラリー、ならびに2階常設展示室の照明設備において、調光率1%～100%の機能が求められている照明器具は、各室に設置するスポットライトのみとの認識でよろしいでしょうか。 また、当該照明器具の調光方式は、位相制御方式との認識でよろしいでしょうか	①スポットライトのみならず、展示環境の演出と適切な照度管理の観点から、博物館1階企画展示室および市民ギャラリー、ならびに2階常設展示室のすべての照明器具において調光率1%～100%の調光機能が必要となります。 ②原則、DALI-2規格に準拠したデジタル制御方式を採用することを想定しています。 仮に位相制御方式をご提案いただく場合は、以下の条件を完全に満たすようご提案ください。 ・調光範囲：1%～100%まで滑らかに調光可能であること。 ・品質保証：最低調光率（1%）においても、フリッカー（ちらつき）やノイズが発生せず、展示環境として不適格な事態にならないこと。
21	仕様書4(1)⑥ア	「電波環境調査等の必要な措置」について、どのような内容を想定されているか、ご教示ください。	「電波環境調査等の必要な措置」について、以下の内容を想定しています。 ①電波の混雑状況の可視化：その場所で既にどれくらいの電波が飛んでおり、どれくらい空きがあるのかを確認していただきます。 ②遮蔽物の影響確認：施設内の壁、柱、金属製の什器などが電波を遮り、通信を不安定にさせていないかを確認していただきます。 ③混信回避の設定：事前に調査を行うことで、他の機器とチャンネルが被らないように、調光器側の設定を最適化（チャンネル切り替え等）していただきます。 上記①～③いずれの想定においても、施設の所管課との確認及び協議のうえ、ご対応をお願いします。
22	仕様書4 (2) ① (イ)	現地調査では「部屋情報」及び「器具情報」を部屋毎に確認・記録し、という記載がございますが、部屋情報はどのような属性をお考えでしょうか？ 部屋情報は、「部屋番号」「部屋名」「部屋毎の看板写真」「部屋毎の内観写真」「部屋毎かつ器具種別毎の器具写真」を含めたほうが協議しやすく、上記写真を含める認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
23	仕様書4(3)② (ウ)	現場調査後及び工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。 ①現場調査の結果及び工事期間中に、照明器具のW数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 ②現場調査の結果及び工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。	本市と受注者が合意した場合は変更契約となります。
24	仕様書4 (3) ② (シ)	現時点で貴市が検討されている「撤去のみを行う想定場所」については、ご明示いただけるのでしょうか？	「既設照明・提案照明一覧表(様式7)」に記載箇所及び現地調査の際に、各施設の所管課との協議結果によって撤去のみとなった場合を想定しています。
25	仕様書4(3)② (テ)	落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が発注者である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、発注者が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。 それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。	建設業法における建設工事の元請け事業者が排出事業者となりますので、排出事業者となる事業者は、関係法令を遵守し廃棄物を適正に処理してください。
26	仕様書4(3)② (ナ)	該当施設のアスベスト関連含有調査については、調査済でアスベスト含有については問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	アスベスト調査はしておりません。 含有のおそれのある箇所、みなし作業が発生する際の費用については、別途協議とします。
27	仕様書4(4)④	既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設記録や既設設備の原因による故障の場合は、事業者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではない原因が特定された場合、交換、補修等の費用負担は発注者との認識で宜しいでしょうか。	故障の原因が受託者の責に期さない合理的な理由がある場合は、本市と受託者との協議のうえ対応することとします。
28	仕様書4(4)④	当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は事業者でない、という認識でよろしいでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、本市と受注者との協議して対応を決定します。
29	仕様書4(4)④(ア)(イ)	原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というものは、リスクが大きいですと考えます。この場合、発注者での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、本市と受注者との協議して対応を決定します。
30	仕様書4(4)④ (イ)	通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賠償ないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額は、発注者の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。	動産総合保険と修理交換費用との差額を市が負担することは想定しておりません。
31	仕様書4(4)④ (イ)	動産総合保険は、地震等の天災地変、その他不可抗力による物件の滅失・毀損は保険適用の対象外となりますが、この場合の費用の負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、本市と受注者との協議して対応を決定します。
32	仕様書4 (1) ⑤	現地調査と管理者との詳細打ち合わせによる設計と見積が必要となりますので、企画提案書提出までの期間で、現地調査の日程設定をお願いいたします。	契約相手先候補者となった場合に現地調査を行い、その結果をもとに再度見積書を提出していただき、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容について協議のうえ決定します。

回答No.	項目（書類名、番号等）	質問	回答
33	仕様書4（1）⑥（ア）	・展示室の照明環境の確認のため、現地調査と管理者との打ち合わせのための日程設定をお願いいたします。 ・調光機能については、仕様書の中で特定するのではなく、プロポーザルの提案の中で評価し、現地博物館との打ち合わせの中で協議により決定すべきと考えますがいかがでしょうか。	・現地調査については回答No32に同じ。 ・調光機能については仕様書記載のとおりです。
34	仕様書4（1）⑧（ク）	使用する灯具は全て国内メーカーの製品とすることとありますが、政府調達方針に抵触する規定となりWTO条約の精神に反する可能性があります。性能、耐久性、価格などプロポーザルの中で総合的に評価し、現地調査による管理者との打ち合わせを経て、協議により決定すべきと考えますがいかがでしょうか。	仕様書に記載のとおりとなります。
35	仕様書4（2）②（イ）	事前に市内の街路灯全てを製品種別、契約種別毎に台数がわかる資料と配置図、既存照明の台帳を開示いただけますでしょうか。	様式7既設照明・提案照明一覧表「リスト（街路灯）」のとおりとなります。台帳については契約相手候補者となった場合に開示可能です。
36	仕様書4（2）③④	LED化の発注と街路灯管理システムの発注を別契約にすべきと考えますがいかがでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
37	仕様書4（3）②（セ）	設計照度分布図は、体育館、球場など必要と考えられる箇所だけでよろしいでしょうか。	街路灯以外のすべての施設が対象となります。
38	仕様書4（3）②（ナ）	製造メーカー、製造年、型式によって天井板の切削が必要となる場合もあり、器具交換の工程上、天井板が破損することもあります。これらを全てアスベストがあるものとみなした場合には膨大な費用となり見積が困難となります。器具交換に限定することなくプロポーザルの中で提案を評価し、現地調査を行った上で管理者と打ち合わせ協議して決めるべきと考えますがいかがでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
39	仕様書4（4）④（イ）	動産保険については、通常の製品劣化には適用されず、新価特約においても査定期間中の交換も出来ないの、メーカー保証を主とするべきと考えますがいかがでしょうか。仕様書で決定するのではなく補償方法についてもプロポーザルの中で評価し判断されるべきと考えますがいかがでしょうか。	仕様書に記載のとおり受注者側で適切な保険に加入してください。
40	仕様書5（4）	検査における是正とは、具体的にどのような対応が求められるのでしょうか。また、本是正により指名停止等の処分に係ることはあるのでしょうか。	調査の際、現在設置されている電灯の仕様に不明点がある、同等の物が販売されていない等、電灯の選定に当たり本市の判断が必要なものに関しては、受注者が判断することなく別途取りまとめ、本市と協議を行い、受注者の負担にて適正な照明器具に取り換える等の是正を想定しています。
41	別表1「評価基準」6	仕様書では1灯ずつの調光を指定しているため、特定のメーカーの特定製品を提案した参加者が有利になると考えますが、配点上の再考をお願いできないでしょうか。	公募資料のとおりとなります。
42	別表1「評価基準」11	「市内業者の活用」とは、総事業費に占める市内事業者（一次下請事業者を含む）への発注割合を示すものと理解してよろしいでしょうか。	「総事業費に占める市内事業者（一次下請事業者を含む）への発注割合」も、「市内業者の活用についての具体的な提案」の一判断材料となります。
43	提出書類様式	様式2、3、4、10については、押印不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	様式1 質疑書	前回の質疑回答の内容は、今回の公告資料へ含まれておりますので、今回の入札にその質疑回答が適応されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	様式5	ここでいう実績とは、工事が完了し、賃貸借契約中との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

回答No.	項目（書類名、番号等）	質問	回答
46	様式5	実績一覧表について、リース役割の企業は、契約書等があり、記載内容と根拠資料の突合は可能です。しかしながら、グループの構成である調査、施工、その他の役割の企業が記載するにあたり、今回の様なグループを構成した企業の契約書等の根拠資料が、リース会社からの発注書類となりますが、その内容等を根拠資料として宜しいでしょうか。また、その場合、契約期間や構造、規模数量等の記載がない場合がありますが、その事業の仕様書等を根拠資料として添付しても宜しいでしょうか。	・契約書で確認できない場合は、構成がわかる書類を添付してください。 ・仕様書等を根拠資料として構いません。
47	様式7	使用する器具はJIL5004「公共施設用照明器具」への登録対応機種であることと記載されていますが、すべての照明器具について当該規格に対応可能なメーカーは存在しないものと認識しております。 そのため、仕様書「4 事業内容」（1）LED照明器具仕様 ①構造・規格等（ウ）に示されている基準を満たすメーカーの製品であれば、問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	仕様を満たす製品であれば、照明の製造メーカーは混在しても差し支えありません。
48	様式7	LED照明器具の選定要件である「販売実績を15年以上有する国内メーカーの製品」であることを証する提出資料につきまして、採用予定メーカーが発行する「15年以上の販売実績証明書」（カタログ添付）を提出することで要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	様式14	他の様式では下部にページ数制限の記載があり、様式14には記載がございません。 制限はございますでしょうか？	ページ制限はございません。
50	その他	契約保証金は免除と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	その他	契約期間中に施設の統廃合等、発注者の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、発注者にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	残リース料の清算は別途協議に応じます。
52	その他	本件は、債務負担行為でしょうか。それとも、長期継続契約でしょうか。	債務負担行為です。
53	その他	長期継続契約の場合、年度予算の削減や削除による契約の変更や解除の場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。 また、同種業務にて実際に契約解除となった実績はございますでしょうか。	債務負担行為です。
54	その他	債務負担行為の場合、契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。	解除理由によって個別に判断することとなります。
55	その他	社会情勢等で設置工事期限までに完了できず、協議のうえ設置工事期間及びリース期間の変更を行った場合であっても、参加企業体へ含むすべての組織への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等のペナルティはないとの認識でよろしいでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、本市と受注者との協議して対応を決定します。